

第1号様式（第2条関係）

指定催しの指定通知書

第 号  
年 月 日

様

大府市消防長



大府市火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。